

第2回企業取引研究会  
議事要旨

【日時】

令和6年9月19日（木） 16:00～18:00（対面とオンラインの併用）

【出席】

- 委員出席者：神田座長、海内委員、及川委員、沖野委員、小畑委員、加藤委員、郷野委員、鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、若林委員、渡邊委員、渡部委員
- 事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課  
中小企業庁 事業環境部 取引課
- オブザーバー：一般社団法人全国銀行協会 干場 事務・決済システム部長  
金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

① 適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買ったたき規制の在り方）

＜取引の実態等に係る意見＞

- ・ 毎年メール等で下請代金を引き下げる連絡を一方的に行う企業もいると聞いている。こういった行為は、発注者側にとっても受注者側の現場の声を見聞きする絶好のチャンスを逃しているとも言える。
- ・ 小規模事業者の現状として、原材料価格や人件費の高騰にもかかわらず、納入価格への反映を拒否されることが多いところ、転注・失注をおそれ、受け入れざるを得ず、さらには、価格交渉をそもそも行っていない企業もある。
- ・ 生産数量が減少したにもかかわらず、単価の見直しがなされないケースは現実に存在しており、親事業者の上流事業者が生産量を減らしたことのしわ寄せを、最下流が受けていることによるものと考えている。
- ・ 特殊なノウハウを持つ企業の顧客が、別の企業や海外企業に当該ノウハウを教えてしまうケースもある。悪質な事例については、適切な対応を行っていただきたい。

＜現行下請法の買ったたき規制に加えて新しい行為類型を検討すべきとの意見＞

- ・ 現行の下請法の買ったたき規制については、通常支払われる対価の認定が難しいという課題がある。現状を改善するには、個別性が高く、市価の把握が困難な委託取引については、市価を認定せずとも、下請法で規制すべきと考える。
- ・ 日本経済は新たなステージに移行しており、それに対応する適切な価格転嫁のルール作りと環境整備が重要である。取引先が一方的に値上げ幅を決め、受注企業が負担を強いられるような行為が現行の枠組みでは買ったたき規制の対象に含まれないのであれば、制度改正を検討しなければならない。
- ・ 価格設定に関する問題としては、長期にわたり少しずつ価格を下げられるケースにも対応する必要がある。
- ・ 価格に着目したアプローチでは問題解決が難しいため、プロセスに着目した規律と有効な交渉が必要である。現行の下請法がこれらに及んでいないのであれば、新たな行為類型の創設も含めて検討すべきと考える。
- ・ 商慣習の合理性や誠実な交渉が担保されてこなかったことが、経済停滞の原因の一つになっている可能性がある。

- ・ 価格交渉は試作開発した現物を見て、取引先の技術力の高さを感じる絶好の機会である。互いの関係の質を高める交渉は、新たな製品やサービスを生み出すなど、発注者と受注者の双方にメリットがあるものであり、一方的ではなく、実質的な協議を促すような交渉のプロセス面に着目した法改正を強く要望する。
- ・ 問題に対応するにはプロセス論に注目するアプローチが妥当ではないか。その際、違法性のラインを明確にし、どのような行為が問題となるのかをガイドラインで示すことが重要である。
- ・ 価格交渉を申し出やすくするために、申出に必要な資料を要件化することが考えられるのではないか。
- ・ 優越的地位の濫用規制や下請法の対象取引において、合理性や誠実性が歪められているのであれば、是正が必要であり、具体的にどこまで法律で規制できるか、事務局に検討を依頼したい。
- ・ プロセスに着目した規律を入れる場合には、事業者の自助努力ではどうしようもないコスト上昇が生じた場合には、正常な交渉が行われていれば取引価格は引き上げられるものだ、という旨を解釈指針などで明示していくべきではないか。

#### <新しい行為類型の創設に慎重な意見>

- ・ 下請法は、下請事業者の迅速な救済を目的としているところ、個別に実質的な判断を要する新たな規制を追加することとなるのであれば、下請法の立法趣旨にそぐわないのではないか。
- ・ 価格設定に対する規制を過度に強化すると、発注者の価格設定が硬直化し、発注者が下請法の対象外の取引に逃げる可能性がある。また、価格設定においてコストを強調しすぎると、付加価値の適切な反映が妨げられ、イノベーションの抑制につながるおそれがある。柔軟な価格設定を許容するため、規制は必要最小限にとどめる必要がある。
- ・ 買ったたきの対価要件について、競争当局が価格に介入することは難しい。コスト上昇局面においても、100%価格転嫁をすることが必ずしも適切とは限らず、イノベーションや自助努力での解消が必要であり、その分担方法についても判断が難しい。
- ・ 取引価格の決定には市場競争や業種ごとの価格決定の仕組み、取引関係の継続性、イノベーションの機会など、様々な要因が関連する。多数の下請事業者と様々な取引のある親事業者にとって、多様な下請事業者と交渉を求めることは取引費用を大きく増加させ、取引の打ち切りや内製化につながるおそれもある。買ったたきの規制は慎重な検討を要する。

#### <現行制度での対応を求める意見>

- ・ 現行下請法の買ったたき規制における対価要件については、インフレが進行している場合、通常支払われる対価に対して、インフレ率を反映することが可能かどうかを検討する余地があると考ええる。
- ・ 現行下請法の穴を埋めるためには、運用面でカバーできるかを検討すべきであり、既存の法律枠内で運用を強化し、交渉に応じてもらえない場合や実質的な交渉が行われない場合の問題点について業界への意識喚起や啓発活動といった法律外のアプローチの検討を行う必要があると考ええる。

#### <サプライチェーン全体の取組の必要性に係る意見>

- ・ サプライチェーン全体に関しては下請中小企業振興法が、資本金の区分に関係なく、全企業に適用されると理解しており、現行の運用を更に強化、改善することが可能であると考ええる。
- ・ サプライチェーン全体で付加価値を上げ、当該利益の適正な分配を促すための方策を強化する必要があると考ええる。例えば、優越的地位の濫用に関するガイドライン等に具体

的な違反事例を示し、発注者と受注者双方の理解を深めることが必要である。あわせて、不適切な取引を行っている事業者名を引き続き公表することも有用と考える。

- ・ サプライチェーンのうち下請法でカバーされている範囲は一部のみであり、大企業同士の取引にも問題があるので、サプライチェーン全体で価格転嫁が円滑に行われるような取組を検討する必要がある。
- ・ 下請法の範囲外の取引についても、発注側・受注側双方の理解促進が必要である。ガイドラインの作成だけでなく、周知徹底や執行面の強化を含めた実効性の確保が重要である。
- ・ 下請法の対象外となる取引の環境整備については、誠実交渉に係る考え方をガイドラインで示すべきと考える。また、下請法の適用対象自体を見直すことも検討しなければならない。
- ・ 適切な価格転嫁を推進するに当たっては、サプライチェーンにおける共存共栄による自社ビジネスの強化にメリットを見いだしてもらい、企業の自主的な取組を奨励することが重要である。

#### <業種ごとの対応を求める意見>

- ・ 物流分野や建設分野において業法の改正が行われたことは重要であり、今後の成果を期待している。一方で、官公需で適切な価格転嫁が進んでいないという声があるほか、業種によって転嫁状況が大きく異なり、個別に課題があるので、全省庁を挙げて課題解決に取り組む必要がある。
- ・ 各業界の特性を踏まえた運用基準やガイドラインの充実を図り、違反行為の類型を可視化すべき。

#### <アドボカシーの必要性に係る意見>

- ・ 業界団体による自主行動計画の策定やパートナーシップ構築宣言などの取組は評価できるが、これらの取組を現場の従業員に周知することが重要である。企業風土の改善として、取引適正化に向けた取組を様々な業界で広げることが必要である。
- ・ 親事業者の経営トップは価格転嫁に理解があるが、取引担当者や現場の責任者への理解が浸透していない。十分な協議が行われないようなケースでは、国として厳しい対応が必要であり、共存共栄の理解を促進する取組が求められる。
- ・ 不当な価格の要求や価格交渉に応じない行為は言語道断であり、違反した企業が勧告を受けた事実が広く知られるべきである。

#### <その他>

- ・ 近年、消費者が人権や環境に配慮した事業運営を評価するようになっており、適切な価格転嫁や誠実な取引は、国際社会の中で日本の企業価値を上げる観点からも重要な点である。
- ・ 日本全体の競争力を上げる時期に来ている。少ない利益を全員で分け合うだけでは競争力が低下する。法律でどこまで守る必要があるかはよく考えなければならない。コモディティに対抗するためには業態変化や吸収合併が必要である。中小企業含め、実質的な競争力向上を目指すべきと考える。

## ② 下請代金等の支払条件

#### <手形等の利用の廃止に係る意見>

- ・ 手形等の利用に合理性及び必要性が認められないのであれば、下請法の趣旨に立ち返り、廃止する方向で検討すべきである。
- ・ 時代の変化やDX化に伴い、約束手形は廃止することが合理的である。
- ・ 約束手形の利用廃止は法律で対応可能であり、法律で明確に禁止すれば是正されると考

える。

- ・ 支払までの期間を短縮すること及び支払期日に下請代金を現金で満額受領できることの2点が重要。紙の約束手形は段階的に廃止すべきと考える。電子記録債権については、支払日に現金で満額受領できるようにすべき。
- ・ 下請取引に限らず、大企業間取引でも対策が必要であり、適切な支払条件の徹底を求める。紙の約束手形を全面的に廃止することを早急に進めるべきと考える。
- ・ 紙の約束手形をやめたいと回答した企業が振出側・受取側とも多数いるにもかかわらず、慣習や経理事務の変更への抵抗感から、紙の約束手形での支払が維持されているようであり、法律で、紙の約束手形による支払を認めないと明確にし、強いメッセージを発信することが必要である。
- ・ 約束手形を廃止することに対して、全面的に賛成だが、なぜ手形にこだわる企業がいるのか疑問を感じている。手形を利用している事業者が感じているメリットについては把握しておくべきである。

#### <資金繰り支援の必要性に係る意見>

- ・ 約束手形廃止による資金繰りへの影響に対応するため、振出側と受取側の資金繰り支援が必要である。

#### <ファクタリング手数料・振込手数料等の負担に係る意見>

- ・ 振込手数料の負担については、当事者の合意又は適切な商慣習として下請事業者が負担することは尊重されるが、実質的な合意又は合理的な商慣習として確立しているのかという点が問題である。ファクタリングの強制については、手数料を引かれた額しか受け取れないのであれば、下請法の趣旨を逸脱する可能性がある。
- ・ 手数料が引かれるファクタリングの利用強要や、振込手数料などのコスト負担を下請事業者に強要する行為は、下請代金の減額に当たる行為であり、是正が必要である。
- ・ 手形払の件数が減り、現金振込が増えたと感じているが、振込手数料の負担に関する交渉については、「御社だけ特別扱いすると他社にも同じ対応をしなければならない」という理由で断られることが多い。振込手数料が受注者側の負担になっている点を、業界全体での商慣習の問題として取り組むことが重要である。
- ・ ファクタリングの手数料や銀行振込手数料の負担については、民法の原則どおり、発注者が担保するのが合理的な商慣習であると考えため、商慣習を見直し、下請事業者の不利な境遇を改善するための取組が必要である。

#### <サプライチェーン全体の取組の必要性に係る意見>

- ・ 下請法が適用されないサプライチェーン全体についても支払サイトを短くする対策が必要である。優越的地位の濫用の考え方や事例をガイドラインで示すことで一定の抑止力があると考えられるが、それにとどまらず、約束手形の利用廃止に向けた取組を政府と民間が期限を決めて進める必要があると考える。

#### <その他の意見>

- ・ 電子決済サービスの活用として、手形を代替する電子決済サービスの普及が望ましいが、それらの決済環境に好ましくない新たな動きがある場合は、公正取引委員会や中小企業庁による監視強化が必要である。
- ・ 支払サイトを確保する手段としてのファクタリングについても、60日後に下請代金の満額受領が可能になるのであれば、問題ないとする。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)